

下関市庁内イントラネットパソコン広告掲載業務に係る契約書

下関市(以下「甲」という。)と〇〇〇(以下「乙」という。)とは、下関市庁内イントラネットパソコン広告掲載業務の実施について次のとおり契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(目的)

第2条 乙は、甲の職員が業務に使用する庁内イントラネットパソコン(以下「公用パソコン」という。)の起動時の画面上の広告掲載スペースに広告の掲載を希望する者(以下「広告主」という。)を募集するとともに、当該広告主の広告画像(以下「広告」という。)を甲に提出し、甲は、当該広告掲載スペースに広告を掲載するものとする。

2 乙は、この契約のほか、別紙1仕様書、及び下関市庁内イントラネットパソコン広告掲載取扱基準(以下「要綱等」という。)の定めに従い、広告主を募集し、甲に広告を提供する業務(以下「業務」という。)を行わなければならない。

3 乙は、甲の指示に従い、正確かつ迅速にして善良なる管理者の注意義務をもって業務を行わなければならない。

(広告枠の位置等)

第3条 公用パソコン上の広告掲載スペース及び広告の規格は、別紙1仕様書のとおりとする。

(契約期間)

第4条 乙が業務を行うことができる期間は、契約日から令和 年 月 日までとする。

(広告掲載期間及び時期)

第5条 公用パソコンへの広告掲載は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

2 広告を掲載する期間は、原則として1月単位とする。ただし、乙から複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、甲は、その掲載期間を複数月とすることができる。

3 広告の掲載を開始する日(以下「掲載開始日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

4 広告の掲載を終了する日(以下「掲載終了日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。ただし、翌月の広告が変更される場合、甲は、

掲載終了日の7日前から掲載終了日までの間に、翌月の広告への変更を行うものとする。

- 5 前2項の規定にかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、土曜日及び日曜日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合は、掲載開始日及び掲載終了日を甲が別に定める。

(広告料)

第6条 業務における広告料(以下「広告料」という。)は、金〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税相当額金〇〇〇円)とする。

- 2 乙は、広告掲載スペースの全てに掲載する広告が埋まらない場合であっても、広告料の全額を納付しなければならない。

(契約保証金)

第7条 甲は、この契約に関する契約保証金を〇〇〇とする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、この契約から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の制限)

第9条 乙は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙が業務の一部を第三者に委託するときは、乙は、当該第三者の行為の全てについて責任を負うものとする。

(特許権等の使用)

第10条 乙は、特許権その他第三者の権利の対象となっている作成方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲が支給又は指示した原稿を使用する場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第11条 乙は、業務の実施に関し、知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。また、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事故発生時の報告)

第12条 乙は、業務の実施に関し、事故その他契約の履行を行いがたい事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

(法令の遵守)

第13条 乙は、関係法令及び関係規程を遵守しなければならない。

(広告料の支払)

第14条 乙は、第5条第1項の広告掲載期間の1月経過ごとに、広告料の12分の1に相当する額を、甲の発行する納入通知書により指定された日までに甲に支払わなければならない。

2 乙は前項の規定による支払期日までに広告料を支払わない場合は、甲に当該未支払額につき前項に規定する支払期限の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、年率5.0パーセントの延滞金を支払わなければならない。この場合において、甲は、支払が確認されるまでの間広告の掲載を停止するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第15条 広告原稿の作成に要する経費は、乙が負担するものとする。

2 広告原稿は、毎月20日までに、甲が指定した場所に提出するものとする。ただし、20日に該当する日が国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日及び日曜日に当たる場合は、甲が別に定める。

3 甲は、前項の規定により提出された広告原稿のデザイン等の内容(以下「広告内容」という。)及び広告主について審査を行い、承認したものを掲載するものとする。

(広告掲載内容)

第16条 前条第3項の規定により承認した広告の内容についての責任は乙が負うものとする。

(広告内容の修正等の指示)

第17条 甲は、広告内容が基準の規定に反すると判断したときは、いつでも乙に対して広告内容の修正等を指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

3 甲は、第1項の規定に基づく指示を行ったときは、必要に応じて、広告内容の修正等が完了するまでの間、広告の掲載を一時中止することができる。

(広告内容の変更)

第18条 乙は、業務の実施期間内において、広告内容を原則として月単位で変更することができるものとする。ただし、甲が特に認めた場合は、1月に2回を限度として変更することができる。

2 乙は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、甲にあらかじめ協議するものとし、第15条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿に対する修正等の指示については、前条の規定を準用する。

(広告掲載の取り止め)

第19条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の掲載を取り止めることができる。

(1) 広告が要綱等の規定に反すると判断したとき。

(2) その他甲が広告事業を継続することが適切でないと判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第20条 乙は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 乙は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により甲に申し出なければならない。

(業務内容の変更等)

第21条 甲は、この契約締結後の社会状況の変化等により、業務内容の全部又は一部を変更又は中止することができる。

(契約の解除)

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙になんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) この契約に定める義務を履行せず、業務の遂行に著しく支障をきたし、又はきたすおそれがあると認められるとき。

(2) 公租公課の滞納処分を受けたとき。

(3) その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその損害の補償を請求することができないものとする。

3 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

(広告料の返還)

第23条 甲は、徴収した広告料は返還しないものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由がなく甲が掲載すべき広告を表示しなかった期間が連続して10日を超えた場合は、乙の申し出により超えた日数について、当該掲載月の日割り計算により広告料を減額することができる。なお、当該減額により乙に返還する金額には利息は付さない。

2 次に掲げる理由により甲が下関市庁内イントラネットパソコン広告掲載業務を一時中止した場合は、前項ただし書の規定は適用しない。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(3) その他公益上やむを得ない場合

(損害賠償)

第24条 乙は、広告の内容について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 乙は、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(監督及び調査)

第25条 甲は、乙に対して、業務の処理の状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(しものせきエコマネジメントプランに基づく特記事項)

第26条 業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙2特記仕様書(環境編簡易)のとおりとする。

(下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項)

第27条 業務のうち、下関市暴力団排除条例(平成23年条例第42号)による措置については、別紙3下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。

(契約の費用)

第28条 この契約の締結に要する経費は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第29条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所とする。

(その他)

第30条 この契約に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は甲が定める。

(疑義等の決定)

第31条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し生じた疑義は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年(年) 月 日

甲 下関市
下関市長

乙